

令和2年度湯河原町新生児への臨時特別給付金のお知らせ

湯河原町では、新型コロナウイルス感染症に対する湯河原町独自の支援策として、国の特別定額給付金の基準日を過ぎて生まれたお子さんを対象に、新生児を育てる家庭の経済的支援をするため、臨時給付金を支給します！

1. だれがもらえるの？（申請者）

令和2年4月27日時点で湯河原町に住民登録があり、令和2年4月28日から令和3年3月31日までに出生された児童の母又は父です。

2. うちの子は、対象になるの？（対象児童）

令和2年4月28日から令和3年3月31日までに出生した新生児で、その出生により湯河原町に住民登録された児童です。

3. いくらもらえるの？（給付額）

対象児童1人につき、10万円です。

4. 申請はいつするの？（申請時期）

申請は令和2年10月1日（木）から令和3年4月30日（金）までです。
申請書に必要書類を添付し郵送又はこども支援課窓口を持参して申請してください。

5. どんなかたちでもらえるの？（支給方法）

指定された口座（申請者の口座）に振り込みます。
振込先金融機関口座確認書類（通帳又はキャッシュカードの写し）を添付してください。



お問い合わせは

湯河原町こども支援課

電話：0465（63）2111（内線 331・332）